

第1章 はじめに

1-1 計画策定の趣旨

近年の地域公共交通を取り巻く環境は、人口減少、少子高齢化の進行、自家用車の普及など社会情勢の変化に伴う利用者の減少や、慢性的な人手不足による運転手の高齢化、さらには、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う利用者の大幅な減少など、極めて厳しい状況となっている。

こうした中、地域の公共交通を維持・存続していくためには、交通事業者の経営努力のみならず行政、住民、団体、企業など、地域全体が課題をあらためて認識するとともに、地域一体となった利用促進の取組が必要である。

また、国の動向では、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律が、令和2年（2020年）6月3日に公布、同年11月27日に施行され、全ての地方公共団体において地域交通に関する基本計画となる地域公共交通計画の策定が努力義務化された。

このような背景のもと、関連計画との整合性も図りながら、釧路・根室地域における持続可能な将来の交通体系を構築するため計画を策定する。

1-2 計画の区域

本計画の対象区域は、北海道釧路総合振興局管内及び北海道根室振興局管内（以下「釧路・根室地域」という。）全域とする。

1-3 計画の期間

令和5年度（2023年度）から令和9年度（2027年度）の5年間を計画期間とする。

なお、目標の達成状況を毎年度確認することとし、目標達成のための施策・事業について適宜見直した上で、その状況に応じて延長することも可能とする。